

2019年4月1日  
電力広域的運営推進機関

## 送配電等業務指針第94条第4号及び第105条第1項第4号の考え方 (契約申込み後の軽微な変更の典型例) について

国の審議会における議論<sup>1</sup>を踏まえ、以下のとおり、当機関の送配電等業務指針第94条第4号及び第105条第1項第4号（以下、総称して「本規定」という。）に関する基本的な考え方を整理する。

### 1. 基本的な考え方

本規定においては、発電設備等に関する契約申込後の申込内容の変更により、系統連系工事の内容を変更する必要がある場合には、軽微な変更であるときを除き、暫定的に確保した容量の取消し又は連系等を拒絶することができる旨を規定している。

暫定的に確保した容量の取消し又は連系等を拒絶するかの否かの判断は、送電系統の状況や同一系統への連系を希望する他の系統連系希望者の影響等を考慮の上、各供給区域の一般送配電事業者の責任において行うこととなるが、暫定的に確保した容量を取り消し、又は、連系等を拒絶することによって、系統連系希望者の連系等の可能性を不当に排除しないよう留意する必要がある。

特に系統連系希望者に接続検討の申込みを求める趣旨に鑑みると、契約申込みの内容変更により、一般送配電事業者における過大な追加的な技術検討を要さず、かつ、他の系統連系希望者への影響が小さいと考えられる場合には、本規定の適用については、慎重であるべきと考えられる。

### 2. 「軽微な変更」の一例

発電設備等に関する契約申込後の申込内容の変更により、系統連系工事の内容を変更する必要がある場合であっても、それが軽微な変更であるときは、本規定の適用対象外となる。

上記のとおり、「軽微な変更」の該当性判断については、各一般送配電事業者において行うことになるが、その判断が各一般送配電事業者の窓口によってばらつきが生じることを回避するため、以下において、典型的に「軽微な変更」に該当する場合の一例を示す。

<sup>1</sup> 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会 「第4回 資料1 系統制約の解消に向けて」 参照

＜軽微な変更の一例＞

- ① 同一発電場所（区域）において、太陽光パネル、風車その他の発電設備等又は付帯設備の配置を変更する場合
- ② 接続先の送電系統及び受電電圧は変更せず、新設アクセス線の施設者を一般送配電事業者から系統連系希望者に変更する場合
- ③ 接続先の送電系統及び受電電圧は変更せず、同一発電場所において、受電点を変更する場合
- ④ 保護装置の型式、仕様を変更する場合（但し、系統保護に支障がない場合に限る）
- ⑤ 発電設備等又は付帯設備（太陽光パワーコンディショナーを含む。）のメーカー、仕様、型式等を変更した場合で、接続検討の結果に影響を及ぼさないことが明らかな場合

なお、上記の典型例に該当する場合であっても、系統状況等によっては、暫定的に確保した容量の取消し又は連系等を拒絶すべき場合があることを否定するものではない。しかし、その場合には一般送配電事業者は、系統連系希望者に対して、暫定的に確保した容量の取消し又は連系等を拒絶すべき理由について、十分な説明を行う必要がある。

以 上

【参考】送配電等業務指針

（送電系統の容量確保の取消し）

第94条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、前2条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部を取り消すことができる。

一～三（略）

四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更（但し、軽微な変更は除く。）する必要がある場合

（連系承諾後に連系等を拒むことができる場合）

第105条 一般送配電事業者は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、連系等を拒むことができる。

一～三（略）

四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更（但し、軽微な変更は除く。）する必要がある場合

五（略）